

各都道府県ふるさと納税担当部長
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長 殿

総務省自治税務局市町村税課長

ふるさと納税に係る指定制度の運用について

今般、地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）の制定に伴い創設されたふるさと納税に係る指定制度については、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 38 号）、平成 31 年総務省告示第 179 号に加え、下記の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 申出書の提出等

(1) 申出

① 総務大臣への申出書の提出

総務大臣による指定を受けようとする地方団体は、ふるさと納税の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書を総務大臣に提出すること（法第 37 条の 2 第 3 項、第 314 条の 7 第 3 項、省令第 1 条の 17 第 1 項）。

指定を受けようとする地方団体は、申出書の様式に従い、実施予定のふるさと納税の募集の方法を踏まえ、指定対象期間を通じて、各指定基準に適合してふるさと納税の募集を適正に実施する旨を申し出ること。

② 申出書に添付する書類

申出書には、申出書に記載した内容を補完し指定基準に適合していることを証する書類として、以下の書類を添付すること（法第 37 条の 2 第 3 項、第 314 条の 7 第 3 項、省令第 1 条の 17 第 2 項）。

書類に記載すべき内容や追加の書類を添付する要否等については、各様式に記載されている内容に従うこと。

<全団体が提出を要する書類>

- ・（様式 1－1）ふるさと納税の募集に要した費用について
- ・（様式 2－1）平成 30 年 11 月 1 日から申出書を提出するまでの間のふるさと納税の受入状況

＜上記書類の内容によって該当団体のみが提出を要する書類＞

- ・(様式1-2) ふるさと納税の募集に要した費用についての改善方策等
- ・「ふるさと納税に係る返礼品の送付状況について」(平成30年12月25日付け総務市第99号)に対して提出のあった調査票B票
- ・(様式2-2) 平成30年11月1日から申出書を提出するまでの間のふるさと納税の返礼品等の提供状況
- ・(様式3) 平成31年6月1日以降におけるふるさと納税の返礼品等の提供予定

③ 市区町村に係る申出書等の都道府県による取りまとめ

市区町村に係る申出書及び添付書類(以下「申出書等」という。)は、それぞれの市区町村を包括する都道府県を経由して総務大臣に提出すること(省令第1条の16第1項)。

都道府県は、管内の市区町村から提出された申出書、様式1-1、様式1-2、様式2-1及び様式2-2の内容について「申出集計表(都道府県取りまとめ用)」に転記してとりまとめ、管内の市区町村から提出された申出書等とともに総務大臣に提出すること。

④ 申出期間

申出書等の提出期間は、毎年7月1日から同月31日までの間とするものであること(省令第1条の16第1項)。

ただし、平成31年度における申出書等の提出期間は、平成31年4月1日から同月10日までとし、初回の指定対象期間が4ヶ月間であった地方団体(下記2(1)参照)に限り、同年7月1日から同月31日までの申出期間を再度設けるものであること(改正省令附則第2条第2項、第3項)。

(2) ヒアリングの実施及び追加資料提出の求め

① 都道府県によるヒアリング等

都道府県は、管内市区町村から提出された申出書等の内容について、必要な事項が正確に記載されているか等について確認した上で、当該申出書等を提出した市区町村が指定基準に適合してふるさと納税の募集の事務を適正に実施することについて疑義がある場合には、該当市区町村に対してヒアリングの実施や必要な追加資料の提出を求めること。

② 総務省によるヒアリング等

総務省においては、地方団体から提出された申出書等の内容を踏まえ、地方団体の指定に当たり必要な場合には、該当都道府県又は該当市区町村に対してヒアリングの実施や追加資料の提出を求めるものであること。

2. 総務大臣による指定

(1) 対象団体の指定及び指定対象期間

総務大臣は、地方団体から提出された申出書等の内容並びに地方財政審議会の意見を踏まえ、指定対象期間を通じて指定基準に適合する地方団体として認められるものを、ふるさと納税の対象となる団体として指定するものであること(法第37条の2第2項、第314条の7第2項)。

対象団体の指定は、原則として1年単位で行うこととし、指定対象期間は毎年10月1日からその翌年9月30日までの期間とするものであること(省令第1条の16第2項)。

ただし、平成 31 年度にあつては、原則として、指定対象期間を平成 31 年 6 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの 1 年 4 ヶ月間とし、総務大臣が指定を受けようとする地方団体について当該 1 年 4 ヶ月の期間を指定対象期間とすることが適当でないとする場合には、平成 31 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの 4 ヶ月間とするものであること（改正省令附則第 2 条第 2 項）。

(2) 指定告示及び決定通知等

総務大臣がふるさと納税の対象となる団体を指定したときは、直ちにその旨を告示するものであること（法第 37 条の 2 第 7 項、第 314 条の 7 第 7 項）。

また、総務大臣に対して申出書等を提出した地方団体に対しては、指定告示後速やかに、指定（又は不指定と）した旨及び指定対象期間を通知するものであること。

(3) 指定を受けた旨の表示等

総務大臣による指定を受けた地方団体においては、ふるさと納税を行おうとする納税義務者が、当該地方団体が指定を受けていることを把握できるように、速やかに指定を受けた旨を当該地方団体のふるさと納税の募集ホームページ等において表示すること。

一方で、総務大臣による指定を受けていない地方団体においては、納税義務者がふるさと納税の対象であると誤解をして当該地方団体に対して寄附金を支出することがないように、寄附の申出者に対して、ふるさと納税の対象外であることについて明示的に確認した上で寄附金を受領すること等、適切な措置を講ずること（取扱通知（県）12の6（2）、取扱通知（市）24の7（2））。

3. 募集に要した費用等

(1) 募集に要した費用の額の算定（告示第 2 条第 2 号関係）

「募集に要した費用の額」（告示第 2 条第 2 号）は、ふるさと納税の募集に関する費用全体を対象とするものであって、例えば、以下に掲げる費用を支出した際には、これらの金額を含めること。

返礼品等の調達に係る費用	返礼品等の調達費用、公共施設等の入場を返礼品等とする場合における公共施設等の入場料 等
返礼品等の送付に係る費用	返礼品等の運送料、梱包費用 等
広報に係る費用	新聞広告の掲載に係る費用、インターネット広告の掲載に係る費用 等
決済等に係る費用	インターネット上のクレジットカード決済の手数料、金融機関の取扱い手数料 等
事務に係る費用	ふるさと納税の専任職員の人件費、返礼品等に係る情報をポータルサイトに掲載するための運営事業者に対する委託料 等

(2) 返礼品等の調達に要する費用の額の算定（告示第 4 条関係）

返礼品等の調達に要する費用の額は、返礼品等に係るいわゆる原価や定価ではなく、「地方団体が現に支出した額」（告示第 4 条第 1 号）であつて、調達に当たって、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第二章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額がある場合には、これらの金額を含めること。

4. 地場産品基準（告示第5条関係）

（1）基本的な考え方

ふるさと納税は、住所地団体へ納める個人住民税の一部をふるさと等へ実質的に移転させる効果を持つ制度であることから、寄附金の使い途も高い公益性が求められるものであり、返礼品等を提供する場合も、当該返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要である。したがって、返礼品等を提供する場合には、「当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの」（以下「地場産品」という。）とすることとしている。

これを踏まえ、告示第5条各号は、当該地方団体において地域経済の活性化につながっているか、当該地方団体の区域内において付加価値が生じているか、という観点から定めたものであり、各地方団体においては、そうした趣旨に沿って個別の判断を行うこと。

また、市区町村を包括する都道府県においては、当該都道府県域の実情や他の近隣市区町村における対応等に鑑みながら、広域の地方団体の立場から適切な助言を行う等、管内各市区町村による告示の解釈の整合性が確保されるよう積極的な役割を果たすこと。

（2）製造、加工その他の工程による付加価値について（告示第5条第3号関係）

製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙していること等を踏まえること。

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断 ・ 選別 ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装 ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合 ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

（3）都道府県による認定に係る総務省への報告等（告示第5条第8号関係）

地場産品は、各地方団体の区域単位が原則であるが、告示第5条第8号イ～ハに掲げる項目に該当する場合に限り、当該地方団体を含むより広い区域を単位とすることができるものであり、いずれの場合であっても、関係する地方団体間において十分な調整を行い、関係団体の合意の上で、返礼品等を取り扱うこと。

また、都道府県が当該都道府県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定又は認定の変更を行おうとする場合（告示第5条第8号ハ）は、事前に様式4により総務省へ報告すること。

5. 一時所得について

ふるさと納税に係る寄附金控除の適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品等の提供がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、返礼品等を提供する地方団体は、当該返礼

品等を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当するものであることを返礼品等の提供の際等に、寄附者に対して周知すること。

6. 個人情報の管理

寄附を受けた地方団体においては、ふるさと納税に係る申告特例通知書において、本人のマイナンバーが正しく記載されていることを複層的に確認する等マイナンバーの適切な取扱いを含め、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品等の提供に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

7. 事業趣旨の明確化及び寄附者との継続的なつながりを持つ取組

今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するため、各地方団体においては、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組やふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めること。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

法 ……地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

省令 ……地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）

改正省令……地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 38 号）

告示 ……平成 31 年総務省告示第 179 号

取扱通知（県）……地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）
（平成 22 年 4 月 1 日総税都第 16 号総務大臣通知）

取扱通知（市）……地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）
（平成 22 年 4 月 1 日総税市第 16 号総務大臣通知）

平成 年 月 日

総務大臣 殿

〇 〇 県 〇 〇 市長
(公 印 省 略)

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書

地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第37条の2第2項及び第314条の7第2項に係る指定を受けたいので、下記のとおりふるさと納税の募集を適切に実施するものとし、同法第37条の2第3項及び第314条の7第3項の規定に基づき、指定を申し出ます。

記

1. 適正募集基準(法第37条の2第2項柱書及び第314条の7第2項柱書)に関する申出事項

- (1) 平成31年4月1日総務省告示第179号(以下「告示」という。)第2条第1号イ(紹介者への利益供与その他不当な方法による募集を行わないこと) 適合して募集を実施
- (2) 告示第2条第1号ロ(返礼品等を強調した宣伝広告を行わないこと) 適合して募集を実施
- (3) 告示第2条第1号ハ(適切な選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないこと) 適合して募集を実施
- (4) 告示第2条第1号ニ(自団体住民に返礼品等を提供しないこと) 適合して募集を実施
- (5) 告示第2条第2号(募集経費を5割以下とすること) 適合して募集を実施
- (6) 告示第2条第3号(他団体に多大な影響を及ぼすような募集を行っていないこと) (様式2-1を添付すること)

2. 返礼品等の提供に関する申出事項

- (1) 返礼品等の提供の有無 提供する 提供しない
- ((1)で「提供する」に該当する場合)
- (2) 返礼割合基準 (法第37条の2第2項第1号及び第314条の7第2項第1号) 適合する返礼品等を提供
- (3) 地場産品基準 (法第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号) 適合する返礼品等を提供

(記載要領)

- この申出書は、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による総務大臣の指定を受けようとする場合に使用すること。
1. (1)～(5)については、法の規定及び告示第2条の規定の内容を踏まえ、適合性を判断すること。
2. (2)の返礼割合基準については、法の規定及び告示第4条の内容を踏まえ、適合性を判断すること。
2. (3)の地場産品基準については、法の規定及び告示第5条の内容を踏まえ、適合性を判断すること。
- この申出書には、各基準に適合していることを証する書類として地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第1条の17第2項各号に掲げる書類を添付すること。

対象団体:全団体

団体コード	都道府県名	市区町村名

ふるさと納税の募集に要した費用について(告示第2条2号関係)

1. 平成30年度のふるさと納税の募集に要した費用の合計額 (平成30年度決算見込み)	(A)	0	千円	受入額(B)に 占める割合
(a) 返礼品等の調達に係る費用			千円	#DIV/0!
うち追加付与ポイントに係る費用			千円	#DIV/0!
(b) 返礼品等の送付に係る費用			千円	#DIV/0!
(c) 広報に係る費用			千円	#DIV/0!
(d) 決済等に係る費用			千円	#DIV/0!
(e) 事務に係る費用			千円	#DIV/0!
(f) その他の費用			千円	#DIV/0!
2. 平成30年度のふるさと納税の受入額 (平成30年度決算見込み)	(B)		千円	
(A) / (B)	(C)	#DIV/0!		

⇒ (B)欄が2億円以上で、(C)欄が50%を超えている団体は、様式1-2を提出すること。

(記載要領)

- ふるさと納税ポータルサイト運営事業者等と一括で契約している場合は、事業者の内訳を確認の上、それぞれ区分して記入すること。
- ふるさと納税の募集に関する業務の専任職員の人件費については、常勤・非常勤の区別なく、性質に応じて各費用に記入すること。

対象団体:様式1-1において、(B)欄が2億円以上で、(C)欄が50%を超えている団体

記入例

団体コード	都道府県名	市区町村名
0	0	0

ふるさと納税の募集に要した費用についての改善方策等(告示第2条2号関係)

1. 平成30年度におけるふるさと納税の募集に要した主な費用の状況

(1) 寄附額1万円に係る返礼品等を東京に送ると仮定した際に、寄附額1万円に占める当該返礼品等の送付に要する費用の割合(最も高い割合を記載すること) (a) 18.0%

(2) 寄附額に占める契約料の割合が最も高いポータルサイト運営事業者等との契約状況

ポータルサイトの名称	寄附額に占める契約料の割合	業務内容
〇〇ポータル	(b) 12.0%	ページの登録、団体の特集ページ登録、団体のおすすめ表示、返礼品のランキング表示、寄附者情報の管理(電子データ作成)等

(参考) 寄附額に占めるふるさと納税の募集に要する主な費用の割合

返礼割合30% + (a) + (b) **60.0%**

2. 改善方策

〈記入例〉

- ① これまで実施してきた新聞広告(2回分・計400万円)及びバス広告(3ヶ月分・計300万円)を見直し、今年度は実施しない。
- ② これまでポータルサイト「〇〇」と募集に係る業務を一括で委託していたが、団体のプロモーションや返礼品の写真・原稿等の登録を直接本市で行うなど、ポータルサイト運営事業者に運営手数料に係る見直しを交渉する。

上記のとおり、改善方策を実施することにより、ふるさと納税の受入額に占めるふるさと納税の募集に要する費用の割合を50%以下といたします。

(記載要領)

1. (2)において、契約内容に返礼品等の調達及び送付が含まれる場合は、「寄附額に占める契約料の割合」は、当該調達及び送付に係る費用を差し引いて算出した契約料を記入すること。

対象団体: 全団体

団体コード	都道府県名	市区町村名

平成30年11月1日から申出書を提出するまでの間のふるさと納税の受入状況

1. 平成30年11月1日から平成31年3月31日におけるふるさと納税の受入額(A)

(A) _____ 千円

2. (A)のうち、返礼割合3割超又は地場産品以外の返礼品等に係るふるさと納税の受入額(B)

(B) _____ 千円

→ (A)欄が2億円以上であり、かつ(B)欄が0円超である場合、以下のものを提出すること。

- ・「ふるさと納税に係る返礼品の送付状況について」(平成30年12月25日付け総税市第99号)に対して提出のあった調査票B票
- ・様式2-2
- ・様式3

(記載要領)

- 1 (B)欄は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第37条の2第2項第1号及び第314条の7第2項第1号に掲げる「返礼割合基準」又は同法第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号に掲げる「地場産品基準」に適合しない返礼品等に係るふるさと納税の受入額を記載すること。この場合、いずれの基準にも適合しない返礼品等に係るふるさと納税の受入額について二重計上しないこと。
- 2 返礼割合基準については、法の規定及び平成31年4月1日総務省告示第179号(以下「告示」という。)第4条の内容を踏まえ、適合性を判断すること。
- 3 地場産品基準については、法の規定及び告示第5条の内容を踏まえ、適合性を判断すること。

対象団体: 様式2-1において、(A)欄が2億円以上であり、かつ(B)欄が0円超である団体

記入例

団体コード	都道府県名	市区町村名
123456	〇〇県	〇〇市

平成30年11月1日から申出書を提出するまでの間のふるさと納税の返礼品等の提供状況

1. 平成30年11月1日から平成31年3月31日におけるふるさと納税の受入額及び返礼品等の数(全品目)

	合計 (A)	ア うち返礼割合3割超の返礼品等 (地場産品でないものを除く)	イ うち地場産品以外の返礼品等 (返礼割合3割超のものを除く)	ウ うち返礼割合3割超かつ地 場産品以外の返礼品等	ア+イ+ウ 基準に適合しない返礼品等
受入額(千円)	52,890	500	700	45,690	46,890
返礼品等の数	8	1	1	4	6

2. 平成30年11月1日から平成31年3月31日の間に寄附受入があった返礼品等で、受入額上位100品目に係る状況

(1) ふるさと納税の受入額の状況(1のうち数であり(2)の自動計算)

	ふるさと納税の受入額 (B)	ア うち返礼割合3割超の返礼品等 (地場産品でないものを除く)	イ うち地場産品以外の返礼品等 (返礼割合3割超のものを除く)	ウ うち返礼割合3割超かつ地 場産品以外の返礼品等	ア+イ+ウ 基準に適合しない返礼品等
受入額(千円)	52,890	500	700	45,690	46,890
返礼品等の数	8	1	1	4	6

記入例

団体コード	都道府県名	市区町村名
123456	〇〇県	〇〇市

平成30年11月1日から申出書を提出するまでの間のふるさと納税の返礼品等の提供状況

(2) 返礼品等の詳細

(記載要領)

- 平成30年11月1日～平成31年3月31日の間の寄附に対する返礼品等について、**受入額上位100品目を受入額順に記入すること。**
- 「返礼品等取扱期間」欄は、当該返礼品等について、取扱開始年月日及び取扱終了(予定)年月日を記載すること。
- 「必要寄附金額」欄は、当該返礼品等に対する一口分の寄附額を記載し、「調達費用」欄は、当該返礼品等の調達に要した費用を記載すること。
なお、返礼品等とは別に、キャンペーン等の名目で自治体の負担により、寄附者に対して追加的にポイント等を付与したことで、返礼割合が変わる場合は、異なる品目として記載すること。この場合、「品目名」欄にキャンペーン等の内容を明示するとともに、「調達費用」欄には、当該ポイント等分を含めた費用を記載すること。
- 「地場産品の確認」欄は、地方税法第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号に掲げる地場産品基準に基づき「地場産品」又は「地場産品以外」を選択すること。(返礼品等とは別に、キャンペーン等の名目で自治体の負担により追加的にポイント等を付与した場合には、返礼品等の内容に関わらず、「地場産品以外」とする。)
なお、「地場産品」を選択した場合は、「地場産品基準のうち該当する類型」欄に以下の枠内の類型に従い、該当する類型番号を記載したうえで、その類型に該当する理由を記載すること。

【地場産品類型】

- 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これらに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

順位		1	2	3	4	5
品目名 (ポータルサイト等に掲載されている名称など、返礼品等の内容、品質、重量を記載)		国内産A5ランク黒毛和牛サーロインステーキ200g×2枚	国内産A5ランク黒毛和牛サーロインステーキ200g×2枚【+Amazonポイント10%(市負担7%)】	〇〇市記念缶でお届け!缶ビール350ml×24本	〇〇市ふるさと体験館1日利用ペアチケット	〇〇市産牛乳を100%使用して作ったジェラートセット14個入り
	返礼品等取扱期間	開始年月日 2017年12月1日 終了年月日 2019年3月26日	開始年月日 2018年12月19日 終了年月日 2018年12月31日	開始年月日 2017年12月1日 終了年月日 2019年5月31日	開始年月日 2018年9月30日 終了年月日 2019年2月28日	開始年月日 2016年4月1日 終了年月日 2019年6月1日
11月～3月までの当該返礼品等に対する寄附総額(千円)(a)		20,000 千円	15,000 千円	10,000 千円	5,000 千円	1,000 千円
(a)/(A)		37.8%	28.4%	18.9%	9.5%	1.9%
必要寄附金額(円)		20,000 円	20,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
調達費用(円)		8,800 円	10,200 円	4,500 円	3,000 円	2,300 円
返礼割合		44.0%	51.0%	45.0%	30.0%	23.0%
3月31日時点の見直し状況		見直し済み	見直し済み	見直していない		
見直し済みの場合、見直した時期		3月下旬	12月下旬			
地場産品	地場産品の確認	地場産品以外	地場産品以外	地場産品以外	地場産品	地場産品
	地場産品基準のうち該当する類型				7	2
	上記類型に該当する理由				市内にある体験館を利用できるチケットであり、区域内で提供する役務に該当するため。	ジェラートの製造は区域外だが、区域内で生産された牛乳や果物を100%使用しているため。
	3月31日時点の見直し状況	取りやめ済	取りやめ済	取りやめていない		
取りやめ済の場合、取りやめた時期	3月下旬	12月下旬				

記入例

団体コード	都道府県名	市区町村名
123456	〇〇県	〇〇市

平成30年11月1日から申出書を提出するまでの間のふるさと納税の返礼品等の提供状況

順位	6	7	8	9	10
品目名 (ポータルサイト等に掲載されている名称など、返礼品等の内容、品質、重量を記載)	〇〇市産牛乳を100%使用して作ったジェラートセット 14個入り 【+Amazonポイント10%(市負担7%)】	〇〇市産 いちご 4パック 【+Amazonポイント10%(市負担7%)】	〇〇市産 いちご 4パック		
返礼品等 取扱期間	開始年月日	2018年12月19日	2018年12月19日	2018年4月1日	年 月 日
	終了年月日	2018年12月31日	2018年12月31日	2019年3月31日	年 月 日
11月～3月までの当該返礼品等に対する寄附総額(千円) (a)	700 千円	690 千円	500 千円	千円	千円
(a) / (A)	1.3%	1.3%	0.9%	0.0%	0.0%
必要寄附金額(円)	10,000 円	10,000 円	10,000 円	円	円
調達費用(円)	3,000 円	4,000 円	3,300 円	円	円
返礼割合	30.0%	40.0%	33.0%	0.0%	0.0%
返礼割合	3月31日時点の見直し状況		見直し済み	見直し済み	
	見直し済みの場合、見直した時期		12月下旬	3月下旬	
地場産品	地場産品の確認	地場産品以外	地場産品以外	地場産品	
	地場産品基準のうち該当する類型			1	
	上記類型に該当する理由			市内において生産・出荷しているため	
	3月31日時点の見直し状況	取りやめ済	取りやめ済		
取りやめ済の場合、取りやめた時期	12月下旬	12月下旬			

順位	11	12	13	14	15
品目名 (ポータルサイト等に掲載されている名称など、返礼品等の内容、品質、重量を記載)					
返礼品等 取扱期間	開始年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	終了年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
11月～3月までの当該返礼品等に対する寄附総額(千円) (a)	千円	千円	千円	千円	千円
(a) / (A)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
必要寄附金額(円)	円	円	円	円	円
調達費用(円)	円	円	円	円	円
返礼割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
返礼割合	3月31日時点の見直し状況				
	見直し済みの場合、見直した時期				
地場産品	地場産品の確認				
	地場産品基準のうち該当する類型				
	上記類型に該当する理由				
	3月31日時点の見直し状況				
取りやめ済の場合、取りやめた時期					

対象団体：様式2-1において、(A)欄が2億円以上であり、かつ(B)欄が0円超である団体

団体コード	123456
都道府県名	〇〇県
市区町村名	〇〇市

記入例

平成31年6月1日以降におけるさと納税の返礼品等の提供予定

(総括表)

団体コード	都道府県名	市区町村名	返礼品等の数	ア うち返礼品割合の返礼品等 (地場産品でないものを除く)	イ うち地場産品以外の返礼品等 (返礼品割合の超過ものを除く)	ウ うち返礼品割合の超過かつ地場産 品以外の返礼品等
123456	〇〇県	〇〇市	100	0	0	0

(記載要領)

- この様式は、平成31年6月1日以降において提供予定の返礼品等について全て記載すること。(行が足りない場合は行ごとコピーしうえで行挿入すること)
- 「当該返礼品等の取扱開始(予定)期間」欄は、当該返礼品等に対する一口分の寄附額を記載し、「調達費用」欄は、当該返礼品等の調達に要する費用を記載すること。
- 「必要寄附金額」欄は、当該返礼品等と別に、キャンペーン等の名目で自治体の負担により、寄附者に対して追加的にポイント等を付与することで、返礼品割合が変わる場合は、異なる品目としてなお、返礼品等とは別に、「品目名」欄にキャンペーン等の内容を明示するとともに、「調達費用」欄には、当該ポイント等分を含めた費用を記載すること。
- 「地場産品の確認」欄は、地方税法第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号に掲げる地場産品基準に基づき「地場産品」又は「地場産品以外」を選択すること。(返礼品等とは別にキャンペーン等の名目で自治体の負担により追加的にポイント等を付与する場合には、当該返礼品等の内容に関わらず、「地場産品以外」とする。)なお、「地場産品」を選択した場合は、「地場産品基準のうち該当する類型」欄に以下の枠内の類型に従い、該当する類型番号を記載したうえで、その類型に該当する理由を記載すること。

【地場産品類型】

- 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものと合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供すること。

番号	品目名	当該返礼品等の取扱開始(予定)期間	必要寄附金額	調達費用	返礼割合		地場産品		左記類型に該当する理由
					返礼割合	地場産品の確認	地場産品基準のうち該当する類型		
1	〇〇市産 野菜詰め合わせセット	2019年 4月 1日	10,000円	1,500円	15.0%	地場産品	1	市内において生産・出荷しているため	
2	〇〇市ふるさと体験館1日利用ペアチケット	2018年 9月 30日	10,000円	3,000円	30.0%	地場産品	7	市内にある体験館を利用できるチケットであり、区域内で提供する役務に該当するため。	
3	〇〇市産牛乳を100%使用して作ったジェラートセット 14個入り	2016年 4月 1日	10,000円	2,300円	23.0%	地場産品	2	ジェラートの製造は区域外だが、区域内で生産された牛乳や果物を100%使用しているため。	
4	〇〇市産 いちご 3パック	2019年 3月 31日	10,000円	2,800円	28.0%	地場産品	1	市内において生産・出荷しているため	
5		年 月 日	円	円	#DIV/0!				
6		年 月 日	円	円	#DIV/0!				
7		年 月 日	円	円	#DIV/0!				
8		年 月 日	円	円	#DIV/0!				
9		年 月 日	円	円	#DIV/0!				
10		年 月 日	円	円	#DIV/0!				

(様式4)

対象団体: 告示第5条第8号ハに基づく新たな認定又は認定の変更を行おうとする都道府県

都道府県

都道府県による認定に係る総務省への報告(告示第5条第8号ハ関係)

1. 報告時点

平成31年8月1日

2. 認定する地域資源及び該当市区町村の状況

認定する地域資源	該当市区町村	認定予定日 (変更予定日)
(例) ○○○	○○市、○○市、○○市、○○町、○○町、○○町、○○町、○○村、○○村	H31.10.1

(記載要領)

都道府県は、新たに告示第5条第8号ハに基づく認定又は認定の変更を行おうとする場合は、事前にこの様式により総務省へ報告すること。